

第 2 3 期 第 1 0 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和8年4月28日（火）午後1時00分
- 2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	佐 京 忠 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	木 村 正 則
	〃	工 藤 德 康
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	〃	赤 松 靖
	欠席委員	竹 林 雅 史
〃	関 野 稔	
県 側	水産振興課漁業管理グループ 副参事 主幹	山 口 正 洋
	八戸水産事務所 水産普及課長	田 澤 亮
	むつ水産事務所 副所長	蝦 名 浩
		田 中 淳 也
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長 谷 川 清
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

原案どおり承認することに決定された。

議案第3号：東部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌いか釣り漁業の新規操業承認について

原案どおり承認することに決定された。

議案第4号：青森県東部海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

委員2名の辞任を同意することに決定された。

議案第5号：会長代理の選出について

会長指名により南谷委員が会長代理に選出された。

5 議事の経過

松本会長

それでは、ただ今から、第23期第10回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案が、御案内した3件のほか、追加議案2件の計5件、報告事項3件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、工藤委員と赤松委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

そうしましたら、説明させていただきます。

議案第1号資料の1ページ目、下段の方を御覧いただければと思います。

こちらは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

ということですが、こちらは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明があります。

事務局からは以上です。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

松本会長

はい、山口副参事。

水産振興課 山口副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料を1枚おめくりください。2ページ目でございます。

最初に上段のうに・ほや潜水器漁業でございます。

東共第41号共同漁業権の漁業権者が漁業を営む者の資格になっております。ということで、風間浦村漁業協同組合蛇浦支所で1人となっております。

続いて、下段が、あわび潜水器漁業でございます。

こちら、東共第41号共同漁業権の漁業権者ということで、風間浦漁業協同組合蛇浦支所で1人となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

漁業種類は、うに潜水器漁業でございます。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は1人、漁業を営む者の資格として、八戸市に住所を有する者ということで、八戸みなと漁協の組合員を考えております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、それでは、議案第1号については、諮問のとおりに決定したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第1号は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

そうしましたら、議案第2号を説明させていただきます。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等にあたらぬ新規の操業承認については、資料5の方にありますとおり、青森県沖合海域におけるいか釣り漁業等（総トン数5トン未満）の操業承認対象者等についての内規において、委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく必要があるというふうにされております。

去る2月4日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、資料1、資料2及び資料3のとおり、佐井村漁協から2件、白糠漁協から1件、八戸鮫浦漁協から1件の新規の申請がありました。

添付された申請理由書から、いずれも漁業経営の安定を理由とするもので、漁協からの副申により着実な操業とそれによる本県の地域活性化等が見込まれるというふうに推察されます。資料4を御覧願います。

前年度の令和7年度いか釣り承認件数と今年度の令和8年度の申請件数が県内船については235隻の申請があり、資料にはありませんけれども、西部委員会分の145隻を加え、計380隻で内規の490隻以内となり、また、県外船は9隻の申請があり、西部県外分の7隻を加え計16隻ということで、こちらも内規で定めている枠数の70隻以内に収まる状況というふうになっております。

以上のことから、事務局としては、今回の申請について水揚げを通して、地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与するというふうに認められる場合に該当するというふうに判断できることから、承認して差し支えないものというふうに考えております。事務局からの説明は以上です。

協議の方、よろしくお願いたします。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

松本会長

山口副参事

水産振興課 山口副参事

ただ今の議案第2号につきましては、県からの補足説明はございません。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、それでは、議案第2号については、操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」は、申請どおり承認することに決定いたします。

次に議案第3号「東部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

局長

野月事務局長

そうしましたら、御説明させていただきます。

自家用釣餌用のいか釣り漁業における新規操業承認については、本業とするいか釣り漁業と同様に委員会の内規によって、委員会の会議に付して御審議いただく必要があるとなっております。

こちらにも去る4月4日付けで発送された委員会指示に基づき、今回、資料1のとおり、泊漁協から新規の申請が1件ありました。

事務局としては、自家用釣餌用に釣られるスルメイカの承認であり、資源に影響を与えるものではないということ。また、沿岸漁業の振興等を考慮すれば、事情やむを得ないというふうなものとして承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上になります。御審議の方、よろしくお願いいたします。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

松本会長

山口副参事

水産振興課 山口副参事

ただ今の議案第3号につきましては、県からの補足説明はございません。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

松本会長

ないようですので、それでは、今回の申請について承認することにしたいと思いますが、御異議ございませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第3号「東部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について」は、申請どおり承認することに決定いたします。

次に議案の追加について審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

そうしましたら、説明させていただきます。

委員の方々への通知に対しては、今回の委員会では議案が3件と御案内していたところなんですけども。通知発出後に竹林委員と関野委員から知事宛てに離職願いが提出され、知事から当委員会に対して、辞任に関する協議が提出されました。

また、これに関連して会長代理の選出についてをそれぞれ議案第4号と議案第5号で議案を追加するものでございます。

青森県海区漁業調整委員会規程第8条第1項においては、あらかじめ通知した時期に限って離職するものというふうに規定されていますが、同条第2項において、緊急の必要がある場合においては、出席委員の3分の1以上の同意を得て、それを会議に付し議決することができるかと規定されております。

今般のこの議案の追加について御審議いただくよう、よろしく願いいたします。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

松本会長

はい、山口副参事。

水産振興課 山口副参事

ただ今、事務局の方から御説明がありましたとおりでございますが、今回、皆様に協議をいたしまして、御同意をいただければ、速やかに竹林委員、関野委員、両名の辞任手続きについて県の方でも辞任の手続きを進めていきたいと考えております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしく願いいたします。

松本会長

議案の追加について、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。議案第4号及び議案第5号を追加で審議したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、委員全員、異議ないものと認め、議案第4号及び議案第5号を追加で審議することに決定いたします。

それでは、追加議案として、議案第4号「青森県東部海区漁業調整委員会委員の辞任について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第4号について説明させていただきます。

議案第4号の資料の方を御覧いただければと思います。

こちらは、県知事からの協議文でございます。件名及び本文のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

このことについて、竹林雅史委員及び関野稔委員から別添写しのとおり辞職願が提出されましたので、漁業法第141条の規定に基づき、貴委員会に協議します。

次に竹林委員及び関野委員から提出された離職願でございます。このことについては、漁業法第141条において、委員は正当な理由がある時は県知事及び委員会の同意を得て辞任することができる。というふうに規定されていることに基づきまして、任命権者である県知事に提出された離職願について、知事から東部海区漁業調整委員会に同意を求めているものであります。

本日の委員会で辞任に同意するという事になった場合には、会長名で県知事に対し、その旨を回答することになります。事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

松本会長

はい、山口副参事。

水産振興課 山口副参事

ただ今の議案につきましては、事務局の説明のとおりでございまして、県が補足す

る説明はございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第4号「青森県東部海区漁業調整委員会委員の辞任について」は、同意することにいたします。

それでは、次の追加議案である、議案第5号「会長代理の選出について」議題に付します。選出の方法について、事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第5号について説明させていただきます。

ただ今、東部委員会で竹林委員、そして関野委員の辞任について、同一の手続きがありました。これにより、青森県海区漁業調整委員会規程の第5条には、会長代理が欠けた時は、速やかに会長代理の互選を行わなければならないとされていますので、議案第5号を上程したものでございます。本日の委員会で会長代理が選出された場合は、会長名で県知事に対し、その旨の回答をすることになります。

会長代理の互選方法について、青森県海区漁業調整委員会規程の第2条の方を読み上げてみたいと思います。

第2条 会長の互選は、無記名投票でこれを行ない、有効投票の最多数を得た者をもって会長とする。

2 前項の投票において会長となるべき得票を得た者が二人以上あるときは、くじでこれを定める。

3 第1項の規定にかかわらず委員に異議がないときは、会長の互選について指名推せんの方法を用いることができる。

4 会長がかけたとき又は会長に事故あるときにおける、その職務を代理する委員、これが会長代理ですけれども、会長代理の互選は前項の例による。

となっております。今回の会長代理の互選方法について御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局から説明がありましたが、互選方法はいかがいたしましょうか。

左京委員

はい、会長。

松本会長

はい、左京委員。

左京委員

会長一任でお願いします。

松本会長

他にございませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、会長一任ということですので、南谷委員にお願いをいたします。
会長代理が選出されましたので、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

南谷委員

ただ今、会長任命されました南谷です。これから3年間、会長を補佐していきたい
と思いますので、よろしくお願ひいたします。

松本会長

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「令和7年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験結果に
ついて」を県から報告願ひます。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

松本会長

田澤主幹

水産振興課 田澤主幹

それでは、「令和7年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験結果に
ついて」報告させていただきます。

右上に報告事項①資料と書いてある資料を御覧ください。

令和7年度の試験操業につきましては、前年度と同様に2名の漁業者の方に委託して試験を実施いたしました。次のページを御覧ください。

試験結果でございますけれども、上段が令和6年度の実施結果。下段が令和7年度の実施結果となっております。下段の令和7年度につきましては、7月から2月までの間に延べ112日の操業が行われました。

漁獲の状況につきましては、表の中央部に「漁獲重量kg」というところがあるんですけども、まず、マダラが約46トン、キチジが約3トン、メヌケ類が約1トン、その他が約19トンで、合計69トンということで、対前年度比で102%とほぼ前年度並みでしたが、低い漁獲の水準が続いております。

漁獲金額につきましては、合計で約3,800万円と対前年度比で104%でした。3ページ目は、魚種ごとの操業の位置図。それから、4ページから9ページにかけては、試験実施者、それから所属漁協から提出いただいた書類になりますので、説明は省略させていただきます。

10ページ目と11ページ目を御覧ください。

こちらは、この試験操業に対する関係漁協等からの意見になります。

概要を申しますと、三沢市漁協、それから階上漁協からは、この試験の操業実施者につきまして、6名を上限としてほしいという御意見になります。他方で八戸沖沿岸漁業振興協議会からは、2名から増やさないでいただきたいという御意見がございました。

また、八戸機船漁協からは、現在の試験操業から海区承認漁業をすることについての意見がございました。

令和8年度の試験操業につきましては、県としましては、基本的には、令和7年度と同様の改正で実施することで目標として考えておりますが、来月、5月8日に八戸市によって関係漁協等を対象とした報告会を予定しております、その場において意見交換をしていきたいと考えております。県からの報告は以上となります。

松本会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

委員

(「なし」の声あり。)

松本会長

御質問もないようですので、続いて、報告事項②「令和8年度年間計画について」を事務局から報告願います。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

そうしましたら、報告資料の②の資料を御覧いただければと思います。

表の方は3列となっておりますけれども、左の欄が東部海区の委員会のものとなっております。こちらですと、年間で委員会10回を予定しております。これは、漁業の許可の制限措置及び特定水産資源に係る議案のため、漁業管理グループ、そして栽培資源管理グループと現時点ですり合わせしたものでございます。

これに加え、他の諮問や報告があつて、場合によっては、緊急に開催するということもあるかもしれませんが、現時点での予定はこの表のとおりとなっております。説明は以上でございます。

松本会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問がありましたらお願いします。ありませんですか。

委 員

(「なし」の声あり。)

松本会長

御質問もないようですので、続いて、③の「令和8年度農林水産関係職員の配置について」を事務局から報告願います。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

報告資料の③の資料を御覧いただければと思います。

こちらは、令和8年度の県のメンバーでございます。

農林水産部長とそれから両次長には異動がございました。

水産局の方ですけども、局長は種市正之氏に異動はなく留任でございます。

また、水産振興課は、先ほど、山本課長が水産庁の方から着任したほかは、清藤課長代理は留任。そして、漁港漁場整備課は一戸課長の異動となりました。

その他は、資料のとおりですので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

松本会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたかお願いします。ありませんか。

左京委員

はい。

松本会長

はい、左京委員。

左京委員

先ほど、報告事項にありました試験操業のことですけど。

8日に意見交換があるということですけど、そこで意見交換して、最終的に決めていくんですか？

松本会長

田澤主幹

水産振興課 田澤主幹

8日の日の意見交換なので、意見を伺いまして、最終的には、振興課の課内で決裁を受けて、実施要領の方は決定することになります。

松本会長

左京委員

左京委員

今、何故、それを聞くかという。階上の場合、もう一人の方、若い人が手を挙げて、それで何とかやらせたいという行動を取っているんですね。これは、沖合振興会、たて縄の承認というか、承諾がなければ、前には進めないけど、その話し合いは、8日の意見交換に出していいんですか？

手を挙げている方を8日にその話を出していいんですか？

松本会長

田澤主幹

水産振興課 田澤主幹

8日の内容としては、実施要領の案についての意見を伺いたいと思っておりました。要綱の方の中には、底はえなわ漁業試験の基準とかについて説明をして意見を伺うことがメインとしていましたので、具体的に、こういった漁業者の方がやりたいとか、そういったものは、8日の会議で決めるということにはならないのかなと思います。まず、実施要領が決まってから、その要領に基づいて、こういった方がやるかというような流れになると思います。

松本会長

左京委員

左京委員

実施要領は分かるんですけど。

じゃ、どの場所に、テーブルにあげればいいんですか。

松本会長

尾崎委員。

尾崎委員

8日の意見交換は県が言っているとおり、実施要領の内容を話しあう場で、その後にやりたい人を組合の方で推薦して出すことになる。会議で実施要領がちゃんと制定されてから、各代表にやりたい人、組合の方で推薦してくださいというので、うちの方さ上がってきます。

その上がってきた段階でたてなわ協議会でそれを見て、適正か適正でないかというのをちゃんと判断して、判断した結果をこの審査にあげる。

例えば、「いいよ」となれば、そのまま県さあげる。ダメだよとなれば、組合の方に返すという流れになります。

松本会長

左京委員

左京委員

そうすると8日の実施要綱の説明があって意見交換があって。その後に要望をもらうという。

尾崎委員

そうです。やりたい人を組合の方で推薦してくださいということを私の方からも言います。

左京委員

分かりました。

松本会長

いいですか。それでは、他に意見はありませんですか。

委 員

(「なし」の声あり。)

松本会長

それでは、御質問もないようですので、以上をもちまして、全て終了いたします。

終了 14時00分